

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命	5	(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8
2 税務行政の運営の考え方	7	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
コラム1 小規模な税務署の効果的・効率的な運営	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	8	(3) 国税組織の機構	10
(4) 酒税行政の適正な運営	8		

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

11

1 情報提供等	11	4 納付手段の多様化	20
(1) ホームページによる情報提供	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組	21
(2) 租税教育	13	(1) マイナンバー制度の概要	21
(3) 説明会	14	(2) マイナンバー及び法人番号の 利活用機関としての対応	21
(4) 事前照会	14	(3) 法人番号の付番機関としての対応	23
(5) 税務相談	15	6 IT化・業務改革(BPR)の推進	24
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)	16	7 適正な源泉徴収制度の運営	25
コラム2 e-Tax利用の簡便化に向けて 準備を進めています	17	8 関係民間団体との協調	25
3 確定申告	18	コラム3 東日本大震災への対応	27
(1) ICTを利用した申告の推進	18	コラム4 平成28年熊本地震への対応	28
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	19	コラム5 改正消費税法への対応	29
		コラム6 改正相続税法への対応	30

III 適正・公平な課税・徴収

31

1 適正・公平な課税の推進	31	3 国際的な取引への対応	39
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	31	(1) 背景	39
(2) 調査以外の手法によるコンプライアンスの確保	33	コラム7 「国際戦略トータルプラン－国際課税の 取組の現状と今後の方向－」の公表	40
(3) 資料情報	34	(2) 情報リソースの充実	40
(4) 査察	34	(3) 調査マンパワーの充実	43
2 確実な税金の納付	35	(4) グローバルネットワークの強化	44
(1) 自主納付態勢の確立	35	(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	46
(2) 滞納の整理促進への取組	36	コラム8 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプ ライアンスの維持・向上に向けて～」の公表	47
(3) 集中電話催告センター室	37	4 各国税務当局との協力	48
(4) インターネット公売	38	(1) 開発途上国に対する技術協力	48
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	38	(2) 税務当局間の国際会議への参加	49

IV 権利救済

50

- | | | | |
|------------|----|-------------|----|
| (1) 再調査の請求 | 51 | (3) 訴訟 | 51 |
| (2) 審査請求 | 51 | (4) 権利救済の状況 | 52 |

V 酒税行政の適正な運営

53

- | | | | |
|--------------------------------|----|---------------------------|----|
| (1) 酒類業の振興に関する取組 | 53 | (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組 | 56 |
| コラム9 最近の日本産酒類の動向 | 54 | (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組 | 57 |
| コラム10 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について | 55 | (4) 社会的要請への対応 | 57 |

VI 税理士業務の適正な運営の確保

58

- | | | | |
|---------------|----|----------------------|----|
| 1 税理士の業務と役割 | 58 | (2) e-Taxの利用促進 | 59 |
| 2 税理士会等との連絡協調 | 58 | 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 | 59 |
| (1) 書面添付制度の推進 | 58 | | |

VII 政策評価の実施

60

VIII 資料編

62

- | | | | |
|-----------|----|--------|----|
| ○ 租税収入・予算 | 62 | ○ 滞納状況 | 64 |
| ○ 申告・課税状況 | 62 | ○ 査察 | 64 |
| ○ 調査状況 | 63 | ○ 権利救済 | 65 |
| ○ 国際課税 | 64 | ○ 税務相談 | 65 |

※1 本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

※2 本文中に掲載している国税庁ホームページに関するURLは、平成29(2017)年5月現在のものです。